一制定・改廃の概要一

条例・規則名 <u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一</u> 部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 25 年 4 月 30 日・東京都規則第 99 号

1 概要

(1) 改正理由

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の第2計画期間から新たに適用する 削減義務率を規定するほか、所要の規定を整備する。

(2) 改正内容

ア 削減義務率

- (ア) 平成27年度から始まる第2計画期間の削減義務率を新たに規定する。
- (イ) 第2計画期間において、平成23年7月1日から同月9月9日までの間、電気事業法(昭和39年法律第170号)第27条に基づく使用制限の対象となったもののうち、使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等(平成23年経済産業省告示第126号)第5条に基づき制限緩和が認められた事業所の一部については、その用途の特徴を考慮し、削減義務率を緩和する。

イ 中小事業者等の削減義務対象除外

- (ア) 事業所のうち、中小企業者等が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が、事業所全体の原油換算エネルギー使用量の2分の1以上の場合は、指定地球温暖化事業所に指定しないこととする。
- (イ) 事業所のうち、中小企業者等が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、事業所全体の前年度の原油換算エネルギー使用量の2分の1以上の場合を、指定地球温暖化対策事業所の指定の取消しの要件とする。
- ウ 優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率

優良特定地球温暖化対策事業所の削減義務率は、アの改正により定まる第2計画期間の削減義務率から、4分の3又は2分の1に減少する。

工 添付書類

- (ア) 指定管理口座開設申請書又は一般管理口座開設申請書以外の口座簿に係る申請書提出の際に、既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合は、印鑑証明書又はこれに準ずるものの添付を不要とする。
- (イ) イ(イ)の要件に該当し、届け出る場合において、届出の前年度の特定温室効果ガス年度排出量について登録検証機関による検証の結果は添付不要とする。

才 規定整備

- (ア) 「すべて」を「全て」に改める。
- (イ) 「自己熱源事業所」の定義規定を定める。
- (ウ) 子会社の定義を明確にする。

2 施行日

- (1) エ(ア)及びオ(ア)について 公布日(平成25年4月30日)
- (2) (1) 及び(2) 以外について 平成27年4月1日
- (3) イ(イ)及びエ(イ)について 平成28年4月1日

3 問合せ先

東京都環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171